

第1 審査会の結論

異議申立ての対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 異議申立て及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

異議申立人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成27年11月18日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「鳴門市の焼却施設は性能発注で燃焼条件として炉内温度として燃焼室出口温度850℃、上記温度に於ける再燃焼ゾーン内の燃焼ガス滞留時間2秒以上、煙突出口一酸化炭素濃度30ppm以下である。その後、引渡性能試験及び議会で燃焼室は実施設計で変更し、燃焼室出口温度は二次燃焼室入口であり、800℃あればよいと主張しているが、この重要な性能の変更を決定した日時とその内容が分かる意思形成過程情報資料文書」

2 実施機関の決定

実施機関は、平成27年12月2日に該当する公文書について不存在であるとし、不開示決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成28年1月14日付けで、異議申立人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として異議申立てを行った。

4 諮問

平成28年2月8日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「当審査会」という。) に対して、当該異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

市が議会承認を経て性能発注した焼却施設の仕様の重大変更に係る意思形成過程資料は、市民が事実を知るために必須のものであり、仮に当該資料が不存在であるならば行政の不作为であり、行政の文書主義にも反するものである。また、行政の不都合で不存在とする不開示決定であるならば、条例の趣旨である住民の知る権利を奪う行為である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

国の定める要件を満たす再燃焼ゾーンについては、当初熔融炉入口から二次燃焼室出口までとしていたが、実施設計までの種々の協議の中で、熔融炉入口から二次燃焼室入口までで法令で定められた燃焼室の要件を満たしていることから、二次燃焼室入口までに変更した。この協議の過程での記録は通常あってしかるべきと考えて保存している文書を確認したが、そのような記録がある文書は存在せず、本件に関して開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

異議申立人は、異議申立ての趣旨として、異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めており、仮に本件対象公文書が不存在であるならば、行政の不作为であり、行政の文書主義に反すると主張する。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

異議申立人は、本件対象公文書が不存在であることが、行政の文書主義の原則に反するものであると主張する。

「行政の文書主義」とは、行政事務の執行に当たっては、記録として文書を作成することであるが、これは、文書が、行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運用にとって必要と考えられるからである。

本件対象公文書は、再燃焼ゾーンの変更に関する意思形成過程資料であり、実施機関内部で正確な情報を共有し、意思統一を図る必要があったのではないかと推測され、当該変更に至る経緯等についての公文書が作成されていないということについては疑問が残るところである。

しかしながら、文書主義が、行政事務のすべてについて文書により処理することが義務付けられ、文書によらない事務の遂行をまったく否定するものであるとまでは言えないことから、文書によらずして実施機関内部で共通理解を図ったことについて、それらが文書による処理を義務付けられているものでない限りは、不当であるとまでは言えない。

実施機関が、文書は不存在と主張するのであれば、公文書として保存することが必須ではない以上、文書が存在するものと推認することはできないため、対象公文書が不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、市は、条例の目的を達成するため

に、市政の内容を市民に説明する責務を負っていることに鑑み、本件における実施機関の対応についても議論をした。そこで、それを踏まえて次のとおり意見を付する。

文書主義の原則が、文書によらない事務遂行を一切認めないものでないことは前述のとおりであるが、処理に係る事案が客観的に軽微と認めがたい事案について何ら記録を残さないとする事務処理は、実施機関が負うべき説明責任の観点から望ましいものではないと思料する。

実施機関として、市政の内容を市民に説明する責務を全うする上でも、今後、このような文書の作成及び保存については、十分な配慮がなされるよう要望するものである。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成28年 2月 9日	諮問書の受理
2月29日	実施機関理由説明書の受理
3月22日	異議申立人意見書の受理
9月12日	・異議申立人による口頭意見陳述 ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
11月25日	・審議
12月27日	・答申